

3 西海区水産研究所開放型研究施設利用要領

(趣旨)

第1条 国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所(以下「研究所」という。)の職員以外の者が研究所の開放型研究施設を利用する際の手続き、義務等については、共同研究契約書その他により定めのあるものを除き、この要領による。

(定義)

第2条 開放型研究施設とは次の施設をいう。

長崎庁舎

- (1) 精密機器分析室3：粒度分析装置
- (2) 冷凍冷蔵庫室：塩分検定装置(サリノメーター)
- (3) 飼育実験棟
- (4) 屋外飼育施設

五島庁舎

- (5) ふ化棟
- (6) 設備棟調餌室
- (7) 飼育実験区画

八重山庁舎

- (8) 小型水槽上屋
- (9) 亜熱帯性魚類増養殖研究棟
- (10) 海亀育成棟
- (11) 閉鎖循環飼育棟

(管理責任者)

第3条 開放型研究施設の管理責任者は、前条第1号から第4号の施設については資源生産部長、第5号から第7号の施設については資源生産部魚介類生産グループ長、第8号から第9号の施設については亜熱帯研究センター長とする。

2 管理責任者は、開放型研究施設の利用状況及び利用申請状況を把握して、効率的に利用の調整を図るものとする。

(利用者の範囲)

第4条 開放型研究施設を利用できる者は次の各号に該当する者とする。

- (1) 研究所との研究交流を行おうとする民間、都道府県、独立行政法人、国立研究開発法人、大学及び国の試験研究機関の職員
- (2) 研究所において、講習、研修を受講する者
- (3) 前号に掲げるもののほか、国立研究開発法人水産研究・教育機構西海区水産研究所長(以下「所長」という。)が適当と認めた者

(利用者の申請等)

第5条 開放型研究施設を利用しようとする者は、共同研究契約書その他により別途開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式1による利用申請書を所長に提出し、その承認を得なければならない。

2 所長は、前項の承認を受けた者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反した場合及びその他開放型研究施設の運営に重大な支障を与えた場合

(2) やむを得ない理由により、開放型研究施設における研究等の継続が困難になった場合

(利用者の義務)

第6条 開放型研究施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、善良なる管理者の注意をもって利用するものとする。

2 利用者は、故意または重大な過失により開放型研究施設の施設、設備、機械等に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(費用の負担)

第7条 利用者は、利用に要する直接的な消耗品類の実費を負担するものとする。

(成果等の公表)

第8条 利用者は、開放型研究施設利用期間中に研究所において得た情報、研究成果を公表しようとするときは、予め所長の承認を得なければならない。

(終了時の報告)

第9条 利用者は、開放型研究施設の利用を終了したときは、共同研究契約書その他により別途開放型研究施設の利用に関する承認を得ている者を除き、様式2により利用終了報告書を所長に提出するものとする。

(利用に関する事務)

第10条 開放型研究施設の利用に関する事務は、業務推進課が行う。

(その他)

第11条 利用者は、研究所の職員に準じ服務規律を遵守し、所長の指示に従わなければならない。

附 則

この要領は、平成17年9月20日から実施する。

(平成19年4月2日一部改正)

(平成23年1月19日一部改正)

(平成23年6月14日一部改正)

(平成23年12月1日一部改正)

(平成27年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成28年11月1日一部改正)

(平成30年2月1日一部改正)

様式 1

西海区水産研究所開放型研究施設利用申請書

平成 年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

西海区水産研究所長

殿

申請者所属機関

代表者氏名

印

申請者職名・氏名

印

西海区水産研究所開放型研究施設利用要領第 5 条に基づき、下記のとおり貴研究所の施設の利用を申請いたします。

記

1. 利用（代表）者の所属、職名及び氏名

2. 利用希望開放型研究施設名

3. 利用希望期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

4. 利用目的

5. 利用（代表）者の連絡先

1) 住所

2) 電話番号

3) FAX 番号

4) 電子メールアドレス

様式 2

西海区水産研究所開放型研究施設利用終了報告書

平成 年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構

西海区水産研究所長

殿

利用（代表）者所属機関

利用（代表）者氏名

印

貴研究所の開放型研究施設の利用を終了したので、西海区水産研究所開放型研究施設利用要領第 9 条に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 利用期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

2. 利用目的

3. 結果の概要